

第3回大阪府人権施策推進審議会インターネット上の人権侵害解消推進部会 議事概要

(開催要領)

日時：令和6年1月29日(月)午後4時30分から5時20分まで

場所：大阪府庁本館5階 正庁の間

(ウェブ会議併用)

出席委員：(会場出席) 勝山委員

(ウェブ出席) 興津委員、若林委員、岡田専門委員

(計4名)

(議事次第)

1. 開会

2. 議題

大阪府インターネット上における不当な差別的言動に係る削除要請及び説示又は助言の基本的な考え方の策定について

3. その他

4. 閉会

(議事概要)【◎：部会長の発言 ○：委員の発言 ●：事務局等の説明、応答等】

●事務局

論点1 私生活の平穩の侵害について。条例第12条削除要請の対象となる「不当な差別的言動について」、そういった投稿を対象とすることができるかということでございます。投稿例としては、裁判例から引いてございます。

論点整理としましては、条例第2条で規定しております「インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害、それから不当な差別的言動、これらによる権利を侵害する情報、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが著しく心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報」、このうち条例第12条の削除要請の対象となるのは「不当な差別的言動による権利を侵害する情報」とされています。これは条例第12条の対象に誹謗中傷やプライバシーの侵害も入るのか、対象がどれかが分かりにくい、というご指摘が前回ございましたので、改めて整理しております。

そのうえで、共通の属性を理由として特定の個人の生命、身体等に危害を加える言動については、「共通の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせ等の言動又は当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し若しくは誘発すると判断できる言動」により、社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的苦痛を生じさせる「私生活の平穩」を侵害する情報として、条例第12条の対象となると考えてよいかということでございます。

◎部会長

ただいまの事務局のご説明について、ご質問ご意見等ございましたらご自由にお願ひします。
論点1について、委員のみなさま何か質問等ございませんでしょうか。

○委員

ありがとうございました。

結論としては賛成ですが、論点整理（案）のところの4行目の2段落目のところで、「共通の属性を理由として特定の個人の生命・身体等に危害を加える言動」という点について、答申（案）のところでも書いていただいているように、むしろ被害が及ぶ恐れのある言動等というような文言にするほうが、より正確かと思ひました。

あと、すでに生命、身体等というふうに書いていただいているので、特に問題はないかと思ひますが、生命・身体に加えて、財産も明示する方が望ましいのではないかと思ひました。

◎部会長

ありがとうございます。

今の文言については、「危害を加える言動」ではなく、「被害が及ぶ恐れのある言動」というほうがより分かりやすいのではないかというご提案ですが、これについて、他の委員のみなさまは何かご意見はございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

論点整理の4行目「共通の属性を理由として特定の個人の生命・身体等」のところの前に「財産」、この「財産」をどこに入れるのかというのは少し整理が必要かと思ひますが、「財産」というのを個別に入れるというご提案がありました。こちらについては他の委員のみなさまはいかがででしょうか。特にございませんでしょうか。

○委員

今お話しいただきました、生命、身体と並べて財産というところの、いわゆる財産を侵害するということのイメージが湧かなくて、その具体的に、差別的言動を受けて財産が毀損されるというのはどういったことを想定されているのか教えていただけますでしょうか。

○委員

補足させていただきます。実際に起こっている、いわゆるヘイトクライムの事例でもありますが、「家に火をつけるぞ」といった言動についても、そういった生命、身体だけでなく、その方の財産等に対する危害を加える予告をするものを想定しています。このような言動等に関連するヘイトクライムも実際に起こっているということもありますので、ここでは、より明確にしておくという意味で生命、身体に続く形で財産を入れてはどうか、と思つた次第です。

○委員

今のご説明で納得できましたし、私も想定していたとおりに考えると、人種民族等の差別によ

って、いわゆる特定の取引から疎外されるとかですね、そういったものも広い意味で財産上の損害というように評価できるかと思いましたので、財産を入れるということについて特に異論はございません。

○委員

私も財産という文言を入れることについて異論はございません。

◎部会長

ありがとうございます。

そうしましたら、この点につきましては、分かりやすいように「財産」という文言を個別に加えるということによろしいでしょうか。

他に論点1につきましては、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、論点2「不当な差別的言動の対象となる範囲について」に移りたいと思います。

まずは事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

論点2でございます。不当な差別的言動の対象となる範囲について、どの範囲までを対象とするのかということでございます。

条例第12条におきまして、特定の個人若しくは当該個人により構成される集団又は府内の特定の地域に関する不当な差別的言動に係る侵害情報があることが明らかであることとしていますけれども、その集団あるいは地域の範囲をどのように考えるべきかということでございます。投稿例については、裁判例をもとに作成しています。

論点整理でございます。条例第12条では、特定の個人に関するものに加えまして、当該個人により構成される集団に関する不当な差別的言動に係る侵害情報についても、削除要請の対象としております。これは集団に対する不当な差別的言動についても、集団の規模、構成員の特定の程度によっては、当該集団に属する特定の個人の権利が侵害されていると評価できる場合があるためです。

このため、集団の規模が一定程度以上大きい場合につきましては、裁判例を踏まえれば、特定の個人の名誉感情への影響が抽象的なものとなって、直ちに条例第12条にいう侵害情報であることが明らかであるということは難しいのではないかと考えられます。

また、商事法務研究会が法務省の相談を受けて立ち上げられた有識者検討会のとりまとめにおきましても、具体的には少なくとも「〇〇市〇〇地区の〇〇人」といった程度に集団等の規模が限定されており、その構成員が特定されている場合には、名誉感情等の人格権の侵害を認めることができるかとされており、こうした議論も考慮する必要があると考えられます。

以上を踏まえますと、対象が一定の規模以上の集団等であって、特定の個人の権利侵害を認めることが難しい場合は、条例第12条に基づく削除要請の実施は困難であると考えますがいかがでしょうか。

なお、対象が一定の規模以上の集団等であっても、当該集団等に属する府民に精神的苦痛を与

える情報については、例えば、法務省の人権擁護機関につないだり、プロバイダ事業者にガイドライン等に基づく自主的な対応を求めるため情報提供を行うなどの対応が必要ではないか、というご意見が前回の第2回でありましたけども、この点についていかがでしょうかということでございます。

◎部会長

ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見ご質問等ございましたら、ご自由に挙手にてお願いいたします。

○委員

ありがとうございます。

2つ申し上げたいと思います。

1つ目は、当該個人により構成される集団等の規模がどの程度まで特定されていれば、この条例に該当するののかということですが、私は前回までの審議会におきましては、比較的この規模は広くても良いのではないかと考えており、またその旨の発言もしたかと思えます。今回、とりまとめの論点整理（案）で提示していただいたところでは、この商事法務研究会の有識者検討会のとりまとめに則りまして、市のなかのですね、地区ぐらまで特定されている必要があるという基準をお示しになっております。ここはやはりどこかで線を引かなければならない問題であると思いますと、もちろん大阪府という自治体において独自の解釈を行うということもあり得るはないんですけど、表現の自由という憲法上全国一律に保障される権利との関係からいたしますと、国レベルでとりまとめられた有識者検討会に依拠するというのも合理性があり、結論としてこの案に賛成したいと思います。これが1つ目です。

2つ目ですけど、この一定規模以上の集団であって、この限定を超える場合であってもですね、精神的な苦痛を受けている人というのはいるわけですので、そういう人たちに対して、手を差し伸べるといふか、何らかの対応をする必要があるだろうということで、最後の段落に書かれているんですけど、法務局の人権擁護機関につなぐ、あるいはプロバイダ事業者に情報提供をおこなうというご提案がされております。これについても基本的に賛成をいたします。

ただ、他方で考慮が必要かと思えますのは、このプロバイダ事業者に対して情報提供する際には、客観的な法令に違反するということではなく、契約関係に基づく対応を求めるということで、法的に言うと、第一次的には私人間の問題になるのかなというふうに思われます。そういたしますと、行政機関あるいは自治体がこの私人間の関係について介入するということも、もちろん許されないわけではないんですけど、自ずと一定の限界があろうかと思えますので、この点については、条例に基づく行政指導ということではなく、情報提供としてプロバイダ事業者におこなうという限度にとどめるという点で適切な線引きと言えるのではないかと思いますので、この点についても賛成をしたいと思います。

◎部会長

ありがとうございました。

他の委員の方々はいかがでしょうか。

○委員

ありがとうございました。

結論としては、私もこの方向でまとめるということによろしいかと思えます。

前回について、本来であれば、集団に属する特定個人ということ、これをどのように解釈するのかということについては、いくつか解釈の幅があるところ、しかしながら現在の条例の文言に照らした場合に、現在の裁判所の解釈で考えられているところの規模感というものから考えた場合に、たとえ行政指導で行うということであったとしても、行政が行う以上、ある程度制限的に解釈をしていくということが表現の自由との関係においても重要だろうということは、合理的な判断であると思えますので、これで良いかと思えます。ただ、他方で、ある程度の小さな規模の特定の集団の場合であれば、明確に人格権の侵害があるということから、その特定の集団に属する個人の方自身が個別に不法行為の損害賠償請求訴訟及び差止請求ができるということを見ると、むしろ大阪府として行うのであれば、そういった個人の損害賠償請求のところによってこないような不当な差別的言動に対して府民の方から要請があったような場合にこそ動くということにこの条例の意味があるようにも思えます。その辺りの課題については今後、大阪府が裁判所の人権擁護機関に繋いだり、情報提供をおこなうというような形で社会的な責務を果たしていくということですので、まず現段階においては、様々な事情を考慮した場合、ご提案のような結論にも合理性があるものと思えます。

○委員

結論としましては、特に異論はございません。委員のみなさまがおっしゃられたことと、ほぼ意見は重なるところでございます。特に委員がおっしゃられた、府として、いわゆる個人の人格権等に基づく削除請求等の限界が特定個人にまで行き着く、あるいは特定個人の極めて近く狭い領域内に限定されるのではないかというのは商事法務研究会のとりまとめでも指摘のとおりであってですね、そこはいわゆる個人の削除請求権ですとか、人格権に基づく請求権がそこに限定されるというのをおっしゃるとおりなので、そこは仕方がないと思う部分はあるのですが、委員がおっしゃられたとおり、大阪府としてですね、これから先のことを見通したときに削除要請まではなかなか難しいにしても、何らかの行政として差別的な言動等で煽るようなことがあった場合、何も手出しができないというわけではなくて、ある程度各プロバイダ事業者、各プラットフォームのポリシーとの関係で、これは行政指導ではないという断りのうえで情報提供等積極的に行っていくことはすべきかなというふうには考えています。

◎部会長

ありがとうございます。

委員のみなさまからの意見としては、論点整理（案）で示されている内容に基本的には賛成ということですが、ただ、より規模の大きい集団に対する差別的言動については、やはり府として

も今後の施策として講じていく方向で考えていく必要があるのではないかとということ。また、情報提供という、行政指導ではないという断りを入れつつ、プロバイダ事業者や人権擁護機関等に繋いでいき、差別的表現を改善していくという行動を取る必要があろうということによろしいですか。

それではこの2点目についてはこれで終わらせていただき、続いて論点3に移らせていただきます。共通の属性が明確に特定されていないものに関する問題点です。事務局から説明をお願いします。

●事務局

論点3につきましては、情報を読み解く際、判断や解釈をする際の一般読者基準の具体例ということで挙げています。「共通の属性が明確に特定されていない情報について」ということで、一定の集団に属する者全体に向けられた表現について、その表現の対象となる属性について明示されていない場合にでも、条例第2条の属性を推認できる場合は、「不当な差別的言動」と認められることができるかということです。

「A集合住宅の住民のみなさん、さっさと祖国へお帰りください」というような投稿があった場合に、論点整理（案）でございますけど、当該集合住宅の住民が例えばニュースとかその他の方法等によって本邦外出身者であることが広く知られている場合等につきましては、当該住民が特定の民族に属することを推認できるということで、一般読者基準に基づいて、不当な差別的言動と解釈してよろしいですかということでございます。

◎部会長

ただいまの事務局からの説明について何かご質問やご意見がありましたらお願いします。

○委員

特に私自身この整理で異議はございません。一般的に知られている地域において、そういった言動を行うことが不当な差別的言動にあたるということについては特に異論はないと考えております。

○委員

私もこの案に賛成いたします。一般読者基準ということですので、あまり具体的なことを特定して書くというのも適切ではないと思いますので、この案程度の書き方でよろしいかと思えます。

○委員

私も異論ございません。

◎部会長

それでは論点整理につきましては以上とさせていただきます。

次に大阪府インターネット上における不当な差別的言動に係る削除要請及び説示又は助言の基本的な考え方の策定について（答申）案について事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

諮問を小野会長宛てにさせていただいておりますので、答申も小野会長から知事宛てとさせていただきます。

まず、「はじめに」でございます。インターネット条例の施行が令和4年4月に行われて、その後今年度の10月に不当な差別的言動に係るプロバイダ事業者への削除要請や発信者への説示、助言等に関する規定を追記する旨の条例改正を行ったこと、そしてそれを踏まえて11月に知事から審議会に対して、こうした削除要請や説示、助言の実施に際しての基本的な考え方の策定にあたって、審議会に諮問がありました。

審議会におきましては、専門的かつ迅速に検討を行うため、本部会を設置し、11月から令和6年1月にかけて審議を進め、この度その結果についてのとりまとめを行ったので答申をするという形にしております。

「不当な差別的言動に係る削除要請及び説示又は助言の基本的な考え方の策定」ということで、「1 基本的な考え方の策定にあたって」ということで、大阪府が行う削除要請等につきましては、いずれも行政指導である。従いまして、大阪府行政手続条例に基づき適切に実施することはもとより、表現の自由を一定の範囲で制約するものといえることから裁量権の逸脱濫用とならないよう留意する必要があるということとしております。さらに大阪府では個別事案ごとに審議会への諮問を行わないことから、不当な差別的言動であるか否かを明確に判断できるよう考え方を整理することが必要である。

また、国やプロバイダ事業者におきましても、法的問題の整理や検討が行われているところなので、こうした状況等も考慮しながら検討する必要がある。以下、答申案におきましては、本審議会において議論となった事項を中心に、その考え方を整理することにさせていただいております。

次、「2 削除要請」でございます。条例12条の説明ですけど、プロバイダ事業者への削除要請等については、条例12条におきまして、「特定の個人若しくは当該個人により構成される集団又は府内の特定の地域に関する不当な差別的言動に係る侵害情報があることが明らかであり、当該侵害情報による被害者からの申出があったときその他必要があると認めるとき」に行うことができるとされている。(1)の「不当な差別的言動に係る侵害情報」につきまして、削除要請の対象となる不当な差別的言動に係る侵害情報につきましては、条例第2条に「人種、民族、信条、性別、社会的身分…の共通の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせ等の言動又は当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、若しくは誘発すると判断できる言動…による権利を侵害する情報」とされています。また、削除要請を行うにあたっては、条例第12条において、当該侵害情報が明らかであることが求められます。

大阪府が行う削除要請が裁量権の逸脱濫用とならないよう適正に実施されるためには、こうした侵害情報の明白性について法的根拠を整理することが必要であると考えます。その検討にあたっては、インターネット上において人権侵害を受けている被害者がプロバイダ事業者に対して人

権侵害情報の削除を求める際の法的根拠とされる人格権に基づく差止請求権を踏まえることが適当であると考えます。以下、不当な差別的言動に係る侵害情報が、具体的にいかなる人格権の侵害にあたるかについて、主な人格権の侵害ごとに整理します。

まず、「ア 名誉毀損」でございます。人格権の侵害については、まず、条例第2条に例示される共通の属性を理由として、特定の個人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させる事実の摘示や意見・論評の表明をインターネット上に流通させる名誉毀損が挙げられます。

ただし、名誉毀損にあつては、その表現行為が公共の利害に関する事実であり、専ら公益を図る目的である場合で、摘示された事実がその重要な部分について真実であること又は発信者に真実と信ずる相当の理由があるとき、さらに、意見・論評の表明にあつてはこれらに加えて人身攻撃に及ぶなどの意見・論評の域を逸脱したものでないときは、不法行為が成立しないこととされています。そのため、削除要請を行うにあつては、一般読者の普通の注意と読み方を基準とし、前後の文脈や発信者の投稿歴等も考慮し、社会通念に照らし適切に判断することが必要であります。

なお、人種や民族、同和地区の出身者、性的指向、性自認等の事実の摘示については、その摘示のみをもって社会的評価が低下すると考えるのは適当ではなく、ウのプライバシー侵害やエの私生活の平穩の侵害として整理することが適当であると考えます。

続きまして、「イ 名誉感情の侵害」でございます。共通の属性を理由として、特定の個人に対する社会通念上許される限度を超えると判断される侮辱性の強い言動等をインターネット上に流通させる名誉感情の侵害が挙げられます。名誉感情の侵害には、特定の個人に対する賤称語や蔑称を用いた表現や特定の個人の存在を否定する言動等が含まれます。

続きまして、「ウ プライバシー侵害」でございます。不当な差別的取扱いを助長・誘発するような、特定の個人が公にしていない人種や民族、障がいや疾病、同和地区の出身であること、性的指向や性自認等の共通の属性を識別することを可能とする情報をインターネット上に流通させるプライバシー侵害が挙げられます。信条や性別の摘示に関しては、直ちに不当な差別的取扱いを助長・誘発する情報にあたると思えられない場合もありますが、本人が公にすることを望まない場合等、状況に応じ検討することが考えられます。

ただし、特定の個人等が公にしている情報であったとしても、その内容によって、プライバシー侵害や名誉感情の侵害、私生活の平穩を侵害として削除要請の対象となることも考えられます。

また、特定の地区が同和地区であったとする情報の摘示については、特定の個人に関する情報ではないものの、当該個人の住所等と対照することによって同和地区の居住者や出身者であるかを容易に特定することができ、不当な差別的取扱いを助長・誘発するものと認められ、プライバシー侵害にあたると思えます。当該情報の摘示については、それが学術研究等の目的によるものであるとしても、公開の態様や文脈等から、当該地区出身者等が差別と受けるなど具体的な被害を受ける可能性が相当に低いといえる場合でない限り、プライバシーの侵害にあたると思えることが適当であります。

最後、「エ 私生活の平穩の侵害」でございます。共通の属性を理由として、一般読者の普通

の注意と読み方を基準とし、特定の個人の生命、身体、これに先ほどの論点1を踏まえ財産、これらに危害が及ぶおそれがあると評価し得る言動等、社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的苦痛を生じさせる言動をインターネット上に流通させる私生活の平穩の侵害が挙げられます。

以上が不当な差別的言動に係る侵害情報でございます。

続きまして先ほどの論点2でございます。(2) 特定の個人により構成される集団。

条例第12条におきましては、特定の個人に関するものに加え、当該個人により構成される集団に関する不当な差別的言動に係る侵害情報についても削除要請の対象とされます。

大阪府においては、集団に対する不当な差別的言動であっても、集団の規模、構成員の特定の程度によっては、当該集団に属する特定の個人の権利が侵害されているとして、削除要請の対象としているところですが、集団の規模が一定程度以上大きい場合については、裁判例等を踏まえれば、特定の個人の名誉感情への影響が抽象的なものとなるため、直ちに条例第12条にいう侵害情報であることが明らかであるということは難しいとしています。

また、公益社団法人商事法務研究会が法務省の人権擁護機関やプロバイダ事業者等が行う誹謗中傷の投稿の削除に資するよう法的問題の整理を行った「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会取りまとめ(令和4年5月)」によれば、集団等に向けられたヘイトスピーチについて、「その集団等の規模、構成員の特定の規模によっては、集団に属する特定個人の権利・利益が侵害されていると評価できる場合があると考えられ、具体的には、少なくとも「〇〇市〇〇地区の〇〇人」といった程度に集団等の規模が限定されており、その構成員が特定されている場合には、名誉感情等の人格権の侵害を認めることができると考えられる。」としており、大阪府としても、こうした議論も考慮し、削除要請の対象を検討しているとのことである。

本審議会で審議したところ、例えば、特定の民族全体を指す差別的な言動など特定の個人を直接対象としない表現であっても、こうした特定の民族に対する言動により当該民族に属する府民が精神的苦痛を受けたとされる場合については、行政として削除要請を行う社会的な意義はあると考えるが、一方で、裁判例等を踏まえれば、民族全体への差別的な言動が当該府民の権利を直ちに侵害していることが明らかであるといえるかというところには議論が残るところであります。

こうしたことから、集団に対する言動について、裁判例や国における取扱いを踏まえ削除要請の対象を判断することは適当であるとしませんが、削除要請の対象外とした言動についても、その内容や相談者の負担等を考慮し、必要に応じて、適切な関係機関やプロバイダ事業者等に情報提供を行うなど、相談者に寄り添った対応をとることを検討されたい。

続きまして「(3) 不当な差別的言動か否かの判断が難しい場合」でございます。SNSで見られる文字制限のある短文での投稿については、当該投稿のみでは不当な差別的言動が明らかでないことも少なくないことから、一般読者の普通の注意と読み方を基準とし、当該投稿の前後や発信者が日常的に不当な差別的言動を発信しているかなど過去の投稿歴等も考慮して判断する必要があります。

その上で、大阪府において、不当な差別的言動か否かの判断が難しい場合には、被害者が法的な対応を行えるよう関係機関に繋ぐなど慎重に対応する必要があります。

続きまして「(4) 削除要請の対象外となる情報」でございます。インターネット上の人権侵害情報への対応については、被害者自らが被害回復を図り、最終的には司法の場で判断されることが原則であり、既に訴訟手続準備中の事案や係争中の事案、また、訴訟が終了した事案等については、削除要請の対象から外すことが適当です。

続きまして「3 説示・助言」でございます。不当な差別的言動を発信する者への説示・助言については、条例第13条に、「前条の規定による要請又は通報を行ってもなお当該侵害情報が削除されない場合で、当該侵害情報を発信し、又は拡散した者が明らかであり、必要があると認めるときは、その者に対し、当該侵害情報の削除に向けた説示又は助言をすることができる。」とされ、削除要請によりプロバイダ事業者の自主的な対応を促しても侵害情報が発信され続ける場合等に、発信者に対して削除等の対応を促すものであります。

続きまして「(1) 説示・助言の使い分け」でございます。大阪府において、説示とは「発信者に対し、被害者から相談が寄せられていることを伝え、当該情報が侵害情報であるとして事理を説示し、反省を促し、削除を求める。」ものとし、また、助言とは「発信者に対し、被害者から相談が寄せられていることを伝え、当該情報の問題点を指摘し、人権意識の涵養を促すとともに、紛争解決の方向として削除を促す。」ものと整理されており、適当であると考えます。

また、説示又は助言の実施にあたっては、侵害情報の内容等に応じて使い分けを行うなど、より適切で柔軟な対応をとることが適当であります。

最後、「(2) 説示・助言の相手方」でございます。不当な差別的言動の発信は匿名で行われる場合が多くあるが、発信者の氏名や住所が明らかでないときであっても、例えば、プロバイダ事業者においてメールアドレスや電話番号等により認証されたアカウントが開設されている場合等発信者が実在し、当該アカウントから不当な差別的言動を発信していることが明らかであるときには、プラットフォーム上のダイレクトメッセージ等により他の閲覧者に視認されない方法で、説示又は助言を行うことは可能であると考えます。また、この場合においては、大阪府のなりすましを防止する対応を行う必要があります。

これまでの3回の審議を踏まえまして、以上のとおり、事務局で答申(案)のとりまとめをさせていただきました。

◎部会長

ありがとうございます。それでは、答申(案)及び事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手にてご発言ください。

○委員

意見ということではなく、瑣末な点で恐縮ですが、3ページ目の下から3行目の箇所「第12条において、当該侵害情報が明らかであることが求められる。」ということですが、他の文中にもありましたが、「侵害情報があることが明らか」とか、「侵害情報であることが明らか」という意味かと思えます。条文通りに「～があること」と記載するか、他の文中と揃えて「～であること」と記載していただければと思います。

◎部会長

ありがとうございます。「情報があることが明らか」等、いくつか使い分けがあるようですので、統一して記載したほうが良いというご意見ですね。

ほかにいかがでしょうか。

○委員

内容につきましては、これまでの審議会における検討の結果を反映いただいたと存じますので、私もこの内容に賛成いたします。

ただ1点、細かいことですが、「侵害にあたる」とか「侵害情報にあたる」とかの「あたる」という言葉がひらがなの場合と、「当」の字を使っている場合と混在しているようですので、どちらかに揃えていただくと綺麗かと思います。

◎部会長

ありがとうございます。

「あたる」という言葉を、ひらがなか漢字に統一したほうが良いということですね。

他にいかがでしょうか。

○委員

これまでの審議会における意見等をまとめていただいておりますので、特に異議等はございません。全体的な流れとしても内容を十分に盛り込んでいると思います。

◎部会長

ありがとうございます。

では私から一点、情報提供の件ですが、6ページ目の上から4行目、「必要に応じて、適切な関係機関やプロバイダ事業者等に情報提供を行うなど」とありますが、先ほどの論点整理ですと、精神的苦痛というものが強調されていたように思いまして、どういう場合に情報提供を行うのかということがこの文面からは見えてこないように思えますので、ある一定の基準を入れるほうが良いのかなと思いましたが、いかがでしょうか。特にご異論はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら、いくつか微修正のご意見をいただきましたので、その点につきまして事務局のほうで文言修正をさせていただきますので、これにて答申（案）とさせていただきます。その上で知事に対しまして小野会長から答申させていただくという流れで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、これにて本日予定の議事は終了いたしました。この際、委員のみなさまからご発言等ございましたら、挙手にてお願いいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これで議事は終了ということになります。委員のみなさま、ありがとうございます。

た。それでは、司会を事務局にお返しいたします。

●司会

部会長、議事進行ありがとうございました。

これを持ちまして、第3回大阪府人権施策推進審議会インターネット上の人権侵害解消推進部会を終了いたします。この度は、非常にタイトなスケジュールのなか審議を尽くしていただき、誠にありがとうございました。